

関係各位

財政局公共施設・事業調整課担当課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂並びに
新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応について（通知）

本市発注の工事及び業務（設計・測量・調査等業務）（以下、「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、財公第 756 号「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について（通知）」（令和 4 年 3 月 25 日）、財公第 373 号「新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務における感染者の状況報告等の見直しについて（通知）」（令和 4 年 9 月 29 日）により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび国土交通省から、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（以下、「建設業ガイドライン」という。）を改訂し、施工中の工事等における感染拡大防止措置等については、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 4 年 11 月 25 日変更）において推奨される場面でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）への注意など感染予防の対応を行うとともに、改訂された建設業ガイドライン等の周知徹底を図るなど、通知がありました。

各区局統括本部におかれましては改めて、工事等の感染拡大予防の対応を徹底していただくとともに、工事等の一時中止措置等や感染拡大防止対策に係る費用の設計変更などについて、適切な対応と、工事監督課等担当部署への周知をお願いいたします。

1 添付資料

技監通知等一式

2 参考資料

- (1) 国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 4 年 12 月 9 日改訂版）」

※ 掲載 URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tkl_000181.html

- (2) 国土交通省事務連絡一式

（担当）財政局公共施設・事業調整課 揚張・古賀

電話 671-4084

電子メール za-skokyo@city.yokohama.jp